

保護者 各位

習志野市こども部
こども保育課長

保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、本市の教育・保育行政への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、千葉県内では新型コロナウイルス感染症の感染者が急増加しており、乳幼児の感染が連日確認されています。また、市内の保育施設においても感染増加によるクラス閉鎖等の措置が発生する状況となっております。

この度、令和4年7月22日に国及び千葉県より示された保育所等で感染者が発生した場合の対応に基づき、本市における対応を下記のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、御家庭での感染対策に努めていただくとともに、今後における施設の機能維持等の観点から、感染予防と感染拡大防止対策を講じつつの施設運営に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 施設内の濃厚接触者の特定について

【7月22日以前（保健所業務がひっ迫状態時）】

「濃厚接触者」は保健所が特定するものですが、保健所の業務がひっ迫している間の施設内の濃厚接触者については、市と施設が濃厚接触者に準ずる『濃厚接触者の候補』の特定を行ってききました。



【7月22日以降】

厚生労働省事務連絡に基づき、必要と考える場合を除き、**施設内の『濃厚接触者の候補』の特定は行わないことといたします。**

※施設内での感染が拡大し続け、保健所等から『濃厚接触者の候補』の特定を求められる等、感染拡大防止措置として必要な時は実施する場合があります。

2 クラス閉鎖（一部閉鎖）・臨時休園(所)措置について

施設では、できる限りの感染防止対策に努めておりますが、在園(所)児・職員の新型コロナウイルス感染者が確認され、**施設内で感染の広がりが見られる場合は、感染拡大防止のため、クラス閉鎖等の措置をとらせていただくことを御承知ください。**上記1のとおり施設内の濃厚接触者(の候補)の特定は行いませんが、感染防止の観点から必要な期間・必要な範囲を閉鎖いたしますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

・クラス閉鎖等が決定次第、施設より該当の保護者へ保育メール等にて第一報を配信いたします。第一報を受け取りましたら、速やかにお子様のお迎えをお願いいたします。

○クラス閉鎖期間中

- ・対象クラス児は自宅待機です。（他施設の御利用はできません）
- ・自宅待機期間中は健康状況を把握するため**毎日(土日祝日含む)施設へ体調報告をしていただきます。**

3 施設の利用について

乳幼児施設では、できる限り集団の規模を小さくすることがお子様及び職員の感染予防につながります。具体的には、保護者の仕事がお休みの日や仕事が早く終わった日等は家庭保育や早めのお迎えをしていただく等、施設の機能維持につながる御利用の仕方を各御家庭において御検討いただくようお願いいたします。

4 家庭での保育（施設をお休みする）を希望される方への対応について

保育認定2号、3号の方が、感染予防及び感染拡大の防止等の観点から、御家庭での保育を希望され、登園(所)日数が開園(所)日数の半分未満(長期欠席)となった場合でも、保育実施の解除(退園(所))対象とはなりません〔在籍は確保されます〕。

施設が通常運営していることから、0～2歳児クラスの保育料につきましては減免対象外となりますことを御了承ください。

5 保護者の皆様へのお願い

(1) 体調管理及び登園(所)について

○健康状態の把握に努めていただき、お子様が発熱や風邪症状等、体調不良の際には、登園(所)をお控えください。登園(所)後、発熱や呼吸器症状等がみられた場合は、保護者の方に連絡いたしますので、速やかにお迎えに来ていただき、医療機関へ御相談ください。(直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話等で御相談ください)

○同居御家族が体調不良の場合は、登園(所)自粛の御検討または可能な限りの感染対策をしての登園(所)に御協力をお願いいたします。なお、以下の場合については可能な限りの感染対策を講じていただいたうえで、登園(所)を可能といたします。

- ・同居御家族が濃厚接触者となり自宅待機中であるが、同居御家族の体調が良好の場合
- ・同居御家族の通学・職場等が閉鎖となり自宅待機中であるが、同居御家族の体調が良好の場合
- ・同居御家族がPCR等の検査を受ける(受けた)が、検査受験者の体調が良好の場合

○新型コロナウイルス感染症に感染した(陽性)場合は、発症日(0日目)の翌日から数えて10日間は自宅療養です。8～10日目が無症状(服薬なく解熱、症状が改善)であれば11日目より登園(所)は可能となります。(検査や陰性証明は必要ありません)

○同居御家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、濃厚接触者となった場合は、感染者との最終接触日【隔離開始日(自宅内隔離を含む)】(0日目)の翌日から5日間は自宅待機です。6日目からは自宅待機は解除可能となり、登園(所)も可能となりますが、7日目までは健康確認・感染対策期間ですので、施設では感染対策を講じた受け入れとなります。

※小学生以上の方は薬事承認された抗原定性キットの検査で2回陰性を確認した場合、自宅待機が3日目で解除可能(短縮)となりますが、乳幼児についてはこの短縮解除の対象外であるため、自宅待機期間は5日間となります。(家族間で解除日が異なる可能性があります)

(2) 園(所)へ御一報いただきたい場合について(わかり次第、施設長まで御連絡ください)

○在園(所)児及び同居の御家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

○在園(所)児及び同居の御家族が、医師や保健所の指示等でPCR検査及び抗原検査を受ける場合

◎施設内に感染者が確認された場合につきましては、プライバシー保護の観点から市や施設から具体的にお答えすることができません。

◎個人の特定については感染者とその御家族の人権尊重と個人情報の保護に最大限の御理解と御配慮をお願いいたします。

◎知り得た情報等に対しては、人権擁護の観点から冷静で配慮ある行動をお願いいたします。

問合わせ先 習志野市役所こども保育課
047-453-5511